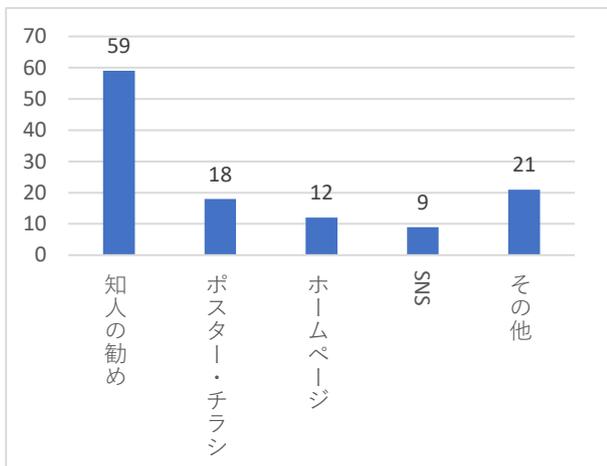


定例会議資料	第57回四国4県警察音楽隊演奏会の開催結果について	令和7年12月24日 県民支援相談課
<p>1 開催概要</p> <p>(1) 日時 令和7年12月6日（土）午後2時から午後5時までの間</p> <p>(2) 場所 高知県立県民文化ホール オレンジホール</p> <p>(3) 出演者 四国4県警察音楽隊、劇団おまわり等</p> <p>(4) 各県の部隊構成（計86名） 高知県18名、愛媛県21名、徳島県25名、香川県22名</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 第1部 四国4県の各警察音楽隊によるドリル演奏</p> <p>(2) 寸劇 劇団おまわり（窪川警察署）</p> <p>(3) 第2部 四国4県警察音楽隊合同演奏</p> <div style="display: flex; flex-wrap: wrap; justify-content: space-around;">     </div> <p>3 来場者の反応・成果</p> <p>(1) 来場者の反応（アンケート回答数 約120件） 「とても良かった」「また聴きたい」等好意的な意見多数</p> <p>(2) 来場者数 約1300人</p>		

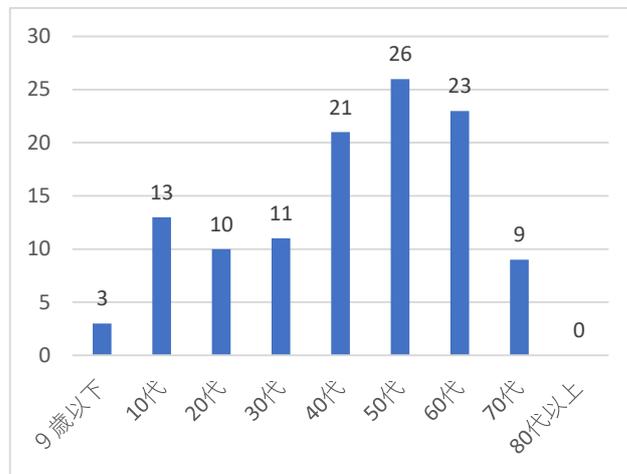
四国 4 県警察音楽隊演奏会 アンケート結果 (令和7年12月6日)

●ご来場者様について教えてください

ご来場のきっかけ

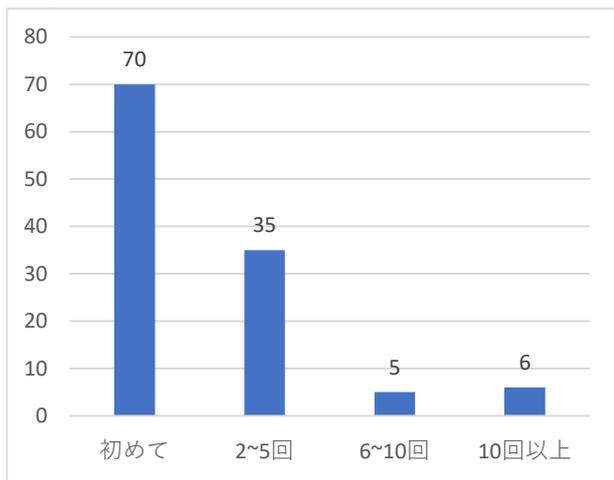


年代

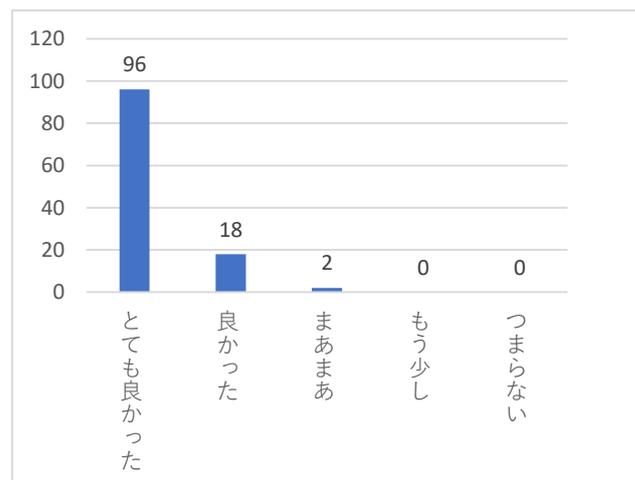


●高知県警察音楽隊の演奏について教えてください

演奏をお聴きいただくのは何回目ですか



演奏はいかがでしたか



定例会議資料	ストーカー規制法の一部改正概要について	令和7年12月24日 人身安全・少年課																																				
<p>1 一部改正概要</p> <p>(1) 改正内容</p> <p>ア 位置情報無承諾取得等に該当する行為の追加</p> <p>イ 職権での警告を可能とするための規定の整備</p> <p>ウ 警告及び禁止命令等に係る通知に関する規定の整備</p> <p>エ ストーカー行為等の相手方に係る一定の情報を提供するおそれのある場合の措置に関する規定の整備</p> <p>オ ストーカー行為等の相手方に対する援助に関する規定の整備</p> <p>カ 禁止命令等を行う都道府県公安委員会等に関する規定の整備</p> <p>(2) 改正スケジュール</p> <p>○ 令和7年12月10日 公布</p> <p>○ 同 年12月30日 20日経過後の施行及びDV防止法の改正法施行</p> <p>○ 令和8年3月10日 3月経過後の施行</p> <p>※ 同法の改正規定のうち、「ストーカー行為等の相手方に係る一定の情報を提供するおそれのある場合の措置に関する規定の整備」が3月経過後の施行、その他の規定は20日経過後の施行となる。</p> <p>2 運用方針</p> <p>(1) 改正に伴う県通達の発出</p> <p>(2) 県下各署への教養の実施</p> <p>(3) 違反行為者への口頭警告に併せて迅速な文書警告の実施</p> <p>(4) 関係機関との連携</p> <p>3 ストーカー事案の現状</p> <p>(1) 過去5年間のストーカー事案</p> <table border="1" data-bbox="220 1559 1449 1832"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>R2年</th> <th>R3年</th> <th>R4年</th> <th>R5年</th> <th>R6年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認知件数</td> <td>93</td> <td>82</td> <td>69</td> <td>82</td> <td>97</td> </tr> <tr> <td>ストーカー規制法違反検挙</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>文書警告</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>禁止命令</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>11</td> <td>16</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>他法令検挙</td> <td>4</td> <td>9</td> <td>12</td> <td>6</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 令和7年中のストーカー事案</p>			区分	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	認知件数	93	82	69	82	97	ストーカー規制法違反検挙	3	4	4	5	5	文書警告	0	3	0	2	0	禁止命令	9	9	11	16	25	他法令検挙	4	9	12	6	14
区分	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年																																	
認知件数	93	82	69	82	97																																	
ストーカー規制法違反検挙	3	4	4	5	5																																	
文書警告	0	3	0	2	0																																	
禁止命令	9	9	11	16	25																																	
他法令検挙	4	9	12	6	14																																	

定例会議資料	小型無人機等飛行禁止法に係る対象防衛関係施設の指定等について	令和7年12月24日 警備第二課
<p>1 対象施設の指定等</p> <p>重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号。いわゆる「小型無人機等飛行禁止法」）第6条第1項の規定に基づき対象防衛関係施設として指定され、同法第10条第1項の規定により、原則として対象施設周辺地域（対象施設の敷地又は区域及びその周囲おおむね300メートルの地域）の上空において小型無人機等（いわゆる「ドローン」等）の飛行が禁止されることとなる。</p> <p>2 指定される対象防衛関係施設</p> <p>陸上自衛隊高知駐屯地 （香南市香我美町上分3,390番地）</p> <p>3 指定の日</p> <p>令和7年12月26日</p> <p>4 適用除外</p> <p>(1) 適用除外となる飛行</p> <p>① 対象施設の敷地又は区域（以下「対象施設等」という。）の上空において、対象施設の管理者やその同意を得た者が飛行させる場合</p> <p>② 対象施設等の周辺おおむね300メートルの地域の上空で、土地の所有者若しくは占有者又はその所有者等の同意を得た者が飛行させる場合など</p> <p>(2) 事前の通報</p> <p>上記適用除外によりドローン等の飛行を行う者は、あらかじめ、県公安委員会及び対象施設の管理者に通報しなければならない。</p> <p>(3) 県公安委員会への通報手続き</p> <p>通報書（様式）を、南国署の窓口提出、郵送又は警察行政手続サイトで行う。</p> <p>5 今後の取組</p> <p>(1) 県警察ホームページ、ミニ広報紙等による周知</p> <p>(2) 自治体広報誌や訪問等による周辺地域住民、土地所有者等への周知</p> <p>(3) ドローン等の飛行禁止に関する教養資料の作成</p> <p>(4) 陸上自衛隊との合同対処訓練の実施</p>		